

令和7年12月19日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和7年度北塩原村農業委員会総会12月定例会 議事録

1. 開催日時

令和7年12月19日（金）午後1時30分～2時30分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	岩田多吉	出
農業委員	1	五十嵐大	出
〃	2	小椋隆子	出
〃	3	中川博之	出
〃	4	二瓶睦夫	欠
〃	5	蓮沼喜久雄	欠
農地利用最適化推進委員	—	武藤吉博	出
〃	—	武藤正	出
〃	—	五十嵐忠之	出
〃	—	高畑忠弘	出
〃	—	佐藤周	出
〃	—	佐藤照明	出

※ 出席委員 農業委員5名 在任委員7名の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 推進委員全員を招集し、全員が出席した。

4. 欠席委員

農業委員 二瓶睦夫委員、蓮沼喜久雄委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 報告事項
 - ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 第5 提出議案
 - ・議案第1号
農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - ・議案第2号
農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について
 - ・議案第3号
農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 第6 その他
 - ・令和7年度会津若松地方農業委員会連合会研修会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 遠 藤 久 彦
事務局 係 長 遠 藤 和 広
事務局 副主査 竹 田 祐 菜

7. 会議の内容

■事務局長

ただいまより、令和7年度北塩原村農業委員会定例総会12月定例会を開会いたします。
会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

（ 挨拶 ）

■事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。

只今の出席委員は農業委員 7 名中 5 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

4 番、二瓶睦夫委員、5 番蓮沼喜久雄委員からは欠席する旨の届出がありました。

また、今月は推進委員全員を招集し、推進委員 6 名中 6 名に出席頂いております。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第 13 条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認め、2 番 小椋 隆子 委員、3 番 中川 博之委員の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期について本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日 1 日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より報告と説明をお願いします。

■事務局

(事務局報告・説明)

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

続いて、報告事項「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知」について事務局から説明をお願いします。

■事務局

(事務局説明)

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なし)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で報告事項について終了します。

■議長

それでは、議事に入ります。

■議長

審議の前にお知らせいたします。

議案第1号、番号1番から3番については農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限にあたりますので、武藤正委員は一時退席となります。

(武藤正委員 退席)

■議長

議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

■議長

議案第 1 号、番号 1 番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

それでは、4 ページをご覧ください。

1、申請当事者の氏名等について、貸付人は〇〇〇〇さん、59 歳、北山地区の方です。
借受人は武藤正委員です。

2、申請する農地の所在地及び面積は北山字〇〇〇の農地 1 筆、地目は田で、面積は 3,625 m²でございます。

3、権利を設定しようとする事由について、貸付人は兼業による経営縮小のため、借受人は経営規模の拡大のためでございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は賃借権設定。
権利の設定時期及び期間は令和 8 年 1 月 1 日から 4 年間。
賃借料の額は 51,375 円で 15,000 円/10a です。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては、記載のとおりでございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、5・6 ページをご確認願います。

地元農業委員の意見としまして、5 番、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和 7 年 12 月 19 日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。
以上で、番号 1 番について朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

本件の調査委員であります、5番 蓮沼喜久雄委員が欠席ですので、調査結果について事務局よりお願いします。

■事務局

蓮沼委員より、許可相当だと判断しました、とのことでした。

■議長

ありがとうございました。

それでは本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号1番について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号1番農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請のとおりこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

それでは、7ページをご覧ください。

1、申請当事者の氏名等について、貸付人は〇〇〇〇さん、60歳、喜多方市の方です。借受人は武藤正委員です。

2、申請する農地の所在地及び面積は北山字〇〇〇の農地1筆、地目は田で、面積は3,021㎡でございます。

3、権利を設定しようとする事由について、貸付人は農業廃止のため、借受人は経営規模の拡大のためでございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は賃借権設定。

権利の設定時期及び期間は令和8年1月1日から10年間。

賃借料の額は45,315円で15,000円/10aです。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては、記載のとおりでございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、8・9ページをご確認願います。

地元農業委員の意見としまして、5番、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和7年12月19日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で、番号2番について朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

本件の調査委員であります、5番 蓮沼喜久雄委員が欠席ですので、調査結果について事務局よりお願いします。

■事務局

蓮沼委員より、許可相当だと判断しました、とのことでした。

■議長

ありがとうございました。

それでは本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号第2番について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号番号2番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請のとおりこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

それでは、10ページをご覧ください。

1、申請当事者の氏名等について、貸付人は〇〇〇〇さん65歳、会津坂下町の方です。借受人は武藤正委員です。

2、申請する農地の所在地及び面積は北山字〇〇〇の農地1筆、地目は畑で、面積は1,823㎡でございます。

3、権利を設定しようとする事由について、貸付人は農業廃止のため、借受人は経営規模の拡大のためでございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は賃借権設定。

権利の設定時期及び期間は令和8年1月1日から5年間。

賃借料の額は27,345円で15,000円/10aです。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては、記載のとおりでございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、11・12ページをご確認願います。

地元農業委員の意見としまして、5番、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和7年12月19日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。
以上で、番号3番について朗読と説明を終わります

■議長

説明は終了しました。

本件の調査委員であります、5番 蓮沼喜久雄委員が欠席ですので、調査結果について事務局よりお願いします。

■事務局

蓮沼委員より、許可相当だと判断しました、とのことでした。

■議長

ありがとうございました。

それでは本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号第3番について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号番号3番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請のとおりこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

審議が終了いたしましたので、武藤正委員の復席を許可します。

(武藤正委員 復席)

■議長

武藤正委員に申し上げます。番号1番から3番の許可申請について、許可となりましたのでお知らせします。

■議長

続いて、番号4番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

それでは、13ページをご覧ください。

1、申請当事者の氏名等について、貸付人は〇〇〇〇〇さん55歳、いわき市の方です。借受人は関屋地区の〇〇〇〇さんです。

2、申請する農地の所在地及び面積は関屋地区の農地4筆、地目はすべて田で、面積は合計9,840㎡でございます。

3、権利を設定しようとする事由について、貸付人は遠方のため、借受人は経営規模の拡大のためでございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は賃借権設定。

権利の設定時期及び期間は令和8年1月1日から5年間。

賃借料の額は87,439円で11,000円/10aです。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては、記載のとおりでございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、14～17ページをご確認願います。

地元農業委員の意見としまして、6番、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和7年12月19日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。
以上で、番号4番について朗読と説明を終わります

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、6番 岩田多吉委員より報告をお願いします。

■6番 岩田多吉委員

許可相当と判断しました。

■議長

ありがとうございました。

それでは本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号4番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請のとおりこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号5番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

それでは、18ページをご覧ください。

1、申請当事者の氏名等について、貸付人は〇〇〇〇〇さん76歳、関屋地区の方です。借受人は関屋地区の〇〇〇〇さんです。

2、申請する農地の所在地及び面積は関屋地区の農地3筆、地目はすべて田で、面積は合計4,652㎡でございます。

3、権利を設定しようとする事由について、貸付人は高齢による経営縮小のため、借受人は経営規模の拡大のためでございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は賃借権設定。
権利の設定時期及び期間は令和8年1月1日から5年間。
賃借料の額は40,788円で11,000円/10aです。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては、記載のとおりでございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、19～20ページをご確認願います。

地元農業委員の意見としまして、6番、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和7年12月19日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。
以上で、番号5番について朗読と説明を終わります

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、6番 岩田多吉委員より報告をお願いします。

■6番 岩田多吉委員

許可相当と判断しました。

■議長

ありがとうございました。

それでは本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号5番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請のとおりこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

審議の前にお知らせいたします。

議案第2号については農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限にあたりますので、岩田多吉委員は一時退席となります。

(岩田多吉委員 退席)

■議長

つづいて、議案第2号、

「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。

■議長

議案第2号、番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

提出議案の21ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について説明いたします。

次の農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求めるものでございます。

1、申請当事者について、出し手となる農地所有者は関屋字〇〇の〇〇〇〇さん、受け手となる農地借受者は岩田多吉委員です。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。

2、対象となる土地は、関屋字〇の〇〇〇〇番地。

地目は畑、面積は合計2,615㎡です。

3、設定内容としまして、内容（利用目的）は、畑として利用。

契約期間は、令和8年1月31日から令和18年12月31日までの約11年間、賃借料の額は0円で利用権の種類は、使用貸借権となります。

4、土地の権^{けんげんしゃ}原者等につきましては、特にございません。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、22～23ページに載せておりますので、ご確認願います。

上記のとおり提出いたします。令和7年12月19日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。
以上で番号1番について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

（ な し ）

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号1番の、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、申請の通りこれを
適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

（ な し ）

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第2号、番号1番の農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、申請の
とおりこれを適当と認め、「異議なし」の意見を付することといたします。

■議長

審議が終了いたしましたので、岩田多吉委員の復席を許可します。

（岩田多吉委員 復席）

■議長

岩田多吉委員に申し上げます。議案第2号の農用地利用集積等促進計画について、「異議
なし」となりましたのでお知らせします。

■議長

つづいて、議案第3号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とい
たします。

■議長

議案第3号について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

提出議案の24ページをご覧ください。

議案第3号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」説明いたします。

行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務執行、とりわけ農地制
度の適正執行に努めなければなりません。

このことを踏まえまして、一般社団法人全国農業会議所より、綱紀保持の姿勢を強く打ち

出すため、全国すべての農業委員会において、申し合わせ決議や注意喚起を毎年度1回以上は総会等で実施するよう要請があったことから、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、別紙のとおり決議を行うものでございます。

次のページ、25ページをお開きいただきたいと思います。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議でございます。それでは、私の方で読み上げさせていただきます。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り公平・公正かつ適正に農地制度を運用すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年12月19日、北塩原村農業委員会。

以上とはなりますが、今回の法令遵守の申し合わせ決議に併せまして、「農業委員・農地利用最適化推進委員の守秘義務について」今一度確認のため説明させていただきたいと思います。

皆さんご存知のこととは思いますが、農業委員・農地利用最適化推進委員として任命されたその日から、委員の皆さんは非常勤の地方公務員となっております。

総会や農地パトロールは元より、各地域の農業者からの相談案件等によって、重要な個人情報を扱っております。

私たち地方公務員には、地方公務員法に基づく秘密を守る義務が課されており、職を退いた後も、現職中に知り得た情報についての守秘義務が課せられることとなります。

よって、委員として知り得た個人情報については、外部に漏れることがないように細心の注意を払って取り扱っていただけますよう、よろしくお願いいたします。

当村だけに限ったことではないのですが、例えば農地転用の許可を受けて何千万円の家を建てた場合、金額までは家族以外知らないはずなのに、近所の人たちがその金額まで知っていた、誰から聞いたのか確認すると農業委員の誰誰から聞いたと。農業委員には守秘

義務はないのかと事務局の方に苦情がきて、問題になったというようなことも実際にあるそうです。

当村では、私が着任してからそういったはっきりとした苦情がきたことは私が知る限りではありませんが、起こりうることはあります。

過去には、農業委員会にかけると村中に知れ渡るから嫌なんだという方もおられたそうです。

今の委員の皆さんがしっかりと守秘義務を果たしていたとしても、農地法が改正される平成25年前までは農業委員に守秘義務は課せられていなかったということもあり、そういうイメージがついてしまっているのかなと。非常に残念なことではありますが、そういった村民の方々の悪いイメージを払拭するためにも、職務上知り得た秘密を外部に漏らすことのないよう、もちろん事務局も含めまして、今後も守秘義務の徹底を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

因みにですが、農業委員及び推進委員は、その職を退いた後も含め、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないということは説明しましたが、もし違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されますのでご注意ください。（法第57条）

以上、提出いたします。令和7年12月19日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。

以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

事務局から説明ありましたとおり、農地制度の運用にあたって、農業委員会の委員が運用上の容疑で逮捕されるということは、非常に遺憾なことであり、農業者からしますと信頼を裏切る行為であります。

言うまでもなく、農業委員会は行政委員会であり、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。私たち北塩原村農業委員会としても、農業委員・農地利用最適化推進委員がその役割と責務を改めて自覚し、高い倫理観も持ち、法令遵守を徹底するため、今後も年1回、農業委員会総会等において、同様の申し合わせ決議を実施していきたいと考えております。

それでは、議案第3号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。

■委員

（ な し ）

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第3号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案のとおり決定されましたので、今後も農業委員会組織として、法令遵守の徹底を図っていきます。

■議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■事務局長

ありがとうございました。

それでは、その他に移らせていただきます。事務局から連絡があります。
事務局お願いします。

■事務局

（ 会津若松地方農業委員会連合会研修会について ）

■事務局長

ありがとうございました。

この件についてご質問等ございますか。

■委員

（ な し ）

■事務局長

他に何かございますか。

■委員

（ な し ）

■事務局長

以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会12月定例会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和 7年12月19日

北塩原村農業委員議長（会長） 星 源嗣 ⑩

議事録署名委員 2番 小椋 隆子 ⑩

議事録署名委員 3番 中川 博之 ⑩